

議案第94号

大阪市海浜施設条例の一部を改正する条例案

大阪市海浜施設条例（昭和55年大阪市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第3（第8条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表第3（第8条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

[別表第3 別紙1]

[1～9 同左]		
10	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	
	1平方メートルまでごとに 1月	2,900円

[別表第3 別紙2]

[1～9 略]		
10	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	
	1平方メートルまでごとに 1月	2,900円
11	前各号に掲げるもののほか、港湾の利用の効率化を図るもの	
	1平方メートルまでごとに 1月	
近傍類似の土地の時価に1,000分の2.5を乗じて得た額		

令和7年2月21日提出

大阪市長 横山 英 幸

説 明

占有物件として港湾の利用の効率化を図るものに係る海浜施設の占有料を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。